

工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)の運用の改正及び
事務の取扱いについて(お知らせ)

令和8年6月26日
建設部建設総務課

令和4年8月1日より適用していた本運用について、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材を含む建設資材価格の急激な高騰を踏まえ、運用の改正及び事務の取扱いを定めたのでお知らせします。

なお、リーフレットを別に掲載していますのでそちらもご参考ください。

(1) 対象となる工事

- ① 工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)に基づく請求の際に、残工期が2ヶ月以上ある工事
- ② 対象品目毎の変動額(増額分又は減額分)が、請負金額の1%を超える品目を含む工事

(2) 改正内容

① 価格変動後における単価の算定方法

スライド額の算定に用いる価格変動後の対象材料の単価
鋼材類及びその他工事材料

(改正前)

対象材料を現場に搬入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格)とする

(改正後)

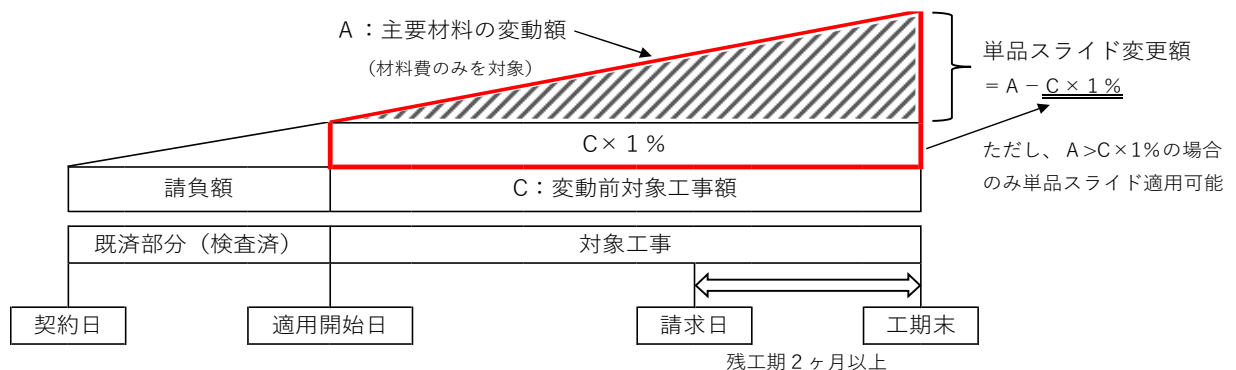
契約日から翌々月の月と対象材料を現場に搬入した月を比較して早い方の月を実勢価格とする(何らかの要因により現場に搬入した月が遅れた場合を除く)

(3) 事務の取扱いについて

手続きフロー及び様式のとおり

(4) 算出方法

単品スライド変更額 = $A - C \times 1\%$



(4) 適用

本運用基準については、令和8年6月26日以降に建設工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)に係る請求が行われたものから適用する。

【問合せ先】

工事担当課
建設総務課技術管理係